平成２７年（フ）第１６１号
長野県安曇野市穂高6641番地３　ハイツ穂高Ａ－105
債務者　太田　美紀（旧姓溝口）
1　決定年月日時　平成27年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１６７号
長野県松本市蟻ケ崎２丁目４－10　グリーンハイツＡ棟202、住民票上の住所長野県安曇野市豊科高家5279番地37
債務者　上田久美子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２２３号
岐阜市木田１丁目227番地８
債務者　石神　　昇
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第１４３号
三重県津市栗真町屋町1717番地３　町屋ライフＡ棟205号、前住所三重県津市大門23番４号
債務者　田中津奈子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２０３号
兵庫県姫路市白浜町神田２丁目59番地１
債務者　アトムこと　岡本　政代
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２５２号
兵庫県相生市旭６丁目66番地
債務者　島津三津子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３２８号
兵庫県姫路市野里488番地１メゾン・ド・姫路野里205
債務者　石田　敦子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第２２７号
奈良県生駒郡三郷町信貴ケ丘３丁目12番22－207号
債務者　吉田久美子（旧姓水本・鈴木）
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２７０号
奈良県生駒郡平群町春日丘２丁目14番３号
債務者　伊藤　敦子
1　決定年月日時　平成27年９月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５９８号
広島市佐伯区八幡東３丁目26番29号
債務者　貝原　貴子
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０号
広島県尾道市高須町4867番地３　ソニアタカス203
債務者　松谷　克広
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第１３４号
広島県福山市青葉台２丁目４番33号
債務者　小寺　淳視
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１３６号
徳島県板野郡藍住町勝瑞字正喜地71番地２
債務者　奥谷　幸生
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７４号
福岡県久留米市原古賀町21番地15　トータルエース寮301号、前住所福岡市東区和白丘３丁目17番28号
債務者　井手　　昇
1　決定年月日時　平成27年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４８１号
熊本県菊池郡菊陽町津久礼2214番地16、住民票上の住所熊本市北区西梶尾町513番地１ウィルモア西梶尾Ｃ110号
債務者　前田　優樹
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２５１号
宮崎市大塚台西３丁目１番地３　市営住宅125棟27号、前住所宮崎市鶴島３丁目36番地１東南ビルＢ棟101号
債務者　藤村　鈴子
1　決定年月日時　平成27年９月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６１号
宮崎県東臼杵郡門川町平城西12番３号　町営住宅６棟２号
債務者　松田　賀生
1　決定年月日時　平成27年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部